

平成25年度 第1回 所沢市入札監視委員会 議事概要

開催日時	平成25年5月27日（月） 午前10時00分から
開催場所	所沢市役所4階 入札室
出席者の氏名	浅井 義明（埼玉県川越県土整備事務所 所長） 加藤 且行（公認会計士） 林 真由美（弁護士）
議事等	1 委員長選出及び職務代理の指名 2 議事 （1）入札及び契約手続の運用状況等の報告 （2）審議事案の抽出結果報告 （3）抽出された事案の審議 （4）その他
会議資料	1 会議次第 2 入札方式別発注工事総括表（様式第1号） 3 入札方式別発注工事一覧表（様式第2号） 4 入札参加停止等の措置状況総括表（様式第3号） 5 入札参加停止等の措置状況一覧表（様式第4号） 6 抽出事案説明書（様式第5号）
担当部課名	能登総務部長 【担当課等】 （建設部）林田宮繕担当参事、長倉計画道路整備課長、木崎公園課長、 （上下水道部）当麻財務課長、肥沼給水管理課長、 中村下水道維持課長、他 担当課職員 【事務局】 根本総務部次長、川口工事検査担当参事、玉川契約課長 他 事務局職員

※議事概要等については、別紙のとおり

別紙

委員（意見・質問等）	事務局（説明・回答）
<p>1 委員長選出及び職務代理の指名 委員長 浅井 義明（委員による互選） 職務代理 林 真由美（委員長の指名）</p>	
<p>2 議 事</p> <p>（1）入札及び契約手続の運用状況等の報告</p> <p>（2）審議事案の抽出結果報告 ・抽出委員により、審議の対象となる事案の中から、高落札率及び1者入札の事案、設計額が予定価格に乖離がある事案、低入札の事案（2件）及び指名業者が少なく1者入札となった事案、合計5件を抽出した。</p> <p>（3）抽出された事案の審議 （上下水道部発注・一般競争入札）</p> <p>1 下水道地震対策整備工事（24-2） ・高落札率及び1者入札になった理由は、</p> <p>・本工事は難しい工事なのですか。</p> <p>・所沢市内で特殊な工法で施工できる業者は、当面2者だけということですか。</p>	<p>平成24年10月1日から平成25年3月31日までの、市及び上下水道部発注工事における入札方式別件数及び入札参加停止等の措置状況について事務局より報告した。</p> <p>・特殊な工法による施工が必要な工事であることから、施工可能な下請業者も少なく、受注可能な業者に限られることから、結果的に1者入札となったと考えています。また、落札率についても同じ理由で受注者の裁量が少なかったからではないかと思えます。</p> <p>・耐震工事自体は難しい工事ではありませんが、マンホール内の多量の水替え工事が、工事全体の60%近くを占め、これを特殊なSCプラグ工法で施工しました。</p> <p>・本工事は、工事の一部にSCプラグ工法などの特殊な工法が必要なことから、この部分については下請に出すことが想定されることから、今後、同様の耐震工事を多数予定しているため、市内業者に経験してもらいたいとの思いから市内業者による一般競争入札で執行したところ、結果的に応札した業者が1者と</p>

- ・下請業者は所沢市内の業者ですか。
- ・市内業者の育成を図るのであれば指名競争入札という選択肢はなかったのか。また、市内本店を有する業者のみに限定した一般競争入札を行った理由を教えてください。

(意見等)

・市内業者の育成は、契約課の使命ではないと思います。契約課の果たすべき責務は、適正な技術を持った業者に効率の良い価格で施工してもらうことではないかと思いますので、一時的に市外業者が落札する状況があったとしても、市内業者に奮起して技術を高めてもらえば、長い目で見れば、市内業者の育成になると思いますので、契約課が直接市内業者を応援することは趣旨では無いように思います。

・入札の結果として1者入札となってしまうことを考慮し、入札のやり方を研究されると良いと思います。

(市発注・一般競争入札)

2 市道3-977号線(松葉道北岩岡線)道路築造工事

- ・設計金額と予定価格に乖離があるのは。

なったものです。

- ・すべて市外業者になります。
- ・本市では平成20年に公表した「所沢市公共調達改革について」に基づき、設計金額1,000万円以上の工事については、原則として一般競争入札を積極的に取り入れていますことから、本工事も一般競争入札で執行しました。

また、市の方針に従い、市内業者の育成という観点から担当課と相談し、競争性・透明性を確保しつつ、市内業者育成に配慮した上で参加基準を設定しました。なお、本工事は対象となる業者数が少なく基準に満たないことから、一般競争入札の参加条件設定について、所沢市工事請負業者等指名委員会の承認を得て執行しました。

- ・予定価格の設定については、関係例規等により設計金額に基づき、取引の実例・需給状況・難易度・多寡や期間などを考慮して、決定するとされていることから、決裁権者により適正に判断され設定されたものと認識しています。

・設計金額と予定価格の差については、具体的にはどのようなところを考慮して設定したのか。

(意見等)

・予定価格については、国等からの指導により適正な積算に基づく設計書金額の歩切りは行わないこととされているが、本工事の設計金額と予定価格の乖離については、安易な歩切りに見られてしまう可能性があるため、客観的に見ても適正で合理的であると判断できないのであれば慎むべきだと思います。

(市発注・一般競争入札)

3 宮前公園築造工事

・低入札であったことについて、どのように考えますか。

・工事の完成検査はどのような結果でしたか。

・検査はどのように行いますか。

・評価については、設計書どおりに施工されたことを100点とするのですか。あるいは、業者の能力等、他の要素も含まれますか。

・設計書に関することは、どの程度が合格となるのでしょうか。

・取引の実例価格や発注の状況等をトータル的に判断して設定したものと考えています。

・本工事については、(調査基準価格を下回り)低入札価格調査の対象となったことから、担当課による調査において、受注者(落札候補者)から、現場の状況から交通や利用者の影響も少なく、工種ごとの同時施工や手持ち機械を活用した集中施工等により、工期の短縮が図れることをはじめ、施工場所が事業所の近隣であることなどから経費が削減できたと報告を受けています。

・平成24年度については、全体で174件を工事検査課において完成検査を行い、平均点は76点でした。本工事は、80点の評定点でしたので、平均点以上の検査結果であり、設計書どおりに施工されていますことから特に問題はありませんでした。

・検査方法については、担当課の工事担当者、総括監督員及び工事検査課の検査員の3名で行い、書類検査及び現場検査を総合して評価しています。

・設計書どおりに施工されているかということの他に、業者の創意工夫や住民とのコミュニケーション等の要素も含めて100点とし評価しています。

・施工に係る部分については、設計書どおりに施工されていなければ、検査では合格と認

(市発注・指名競争入札)

4 市営住宅上安松団地3号棟屋根防水改修工事

・入札金額が低かったことについて、どのように考えますか。

・辞退した2者のうち、1者は電子入札の認証が切れたため辞退届が提出されたとのことでしたが、他1者については辞退届が出されなかったのでしょうか。

・なぜ、受注意欲のない業者を選定したのでしょうか。

・赤字になる場合は受注しないという企業はいると思いますが、設計に基づく原価の算定が適正に行われている中で、落札業者は設計金額よりも200万円位低い金額で応札している状況ですが、その点はどのように考えますか。

・工事完成検査については、どのような結果でしたか。

・工事に使用する材料等は指定されていますか。

・仕様を満たしているかの検証は行っていますか。

・調査基準価格の設定については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の算出式に従って設定されていると思いますが、その数字と比較すると、本工事の調査基準価格はかなり低い金額になっていますが、金額の設定について説明をお願いします。

・指名業者は5者ですが、指名対象となり得

めていません。

・本工事は調査基準価格を上回っていることから、入札額について調査を行っていませんが、当該落札業者は新規参入の業者であり、今年度は他の入札にも積極的に参加していることから、受注意欲の表れでないかと認識しています。

・辞退届は提出されていませんが、当該業者から受注意欲がない旨の連絡があったことから、辞退の意向が示されたと判断しました。

・本工事は設計金額から、5者による指名競争入札で執行しました。指名段階においては、入札参加資格申請の提出があったことにより、受注意欲があると判断したものです。

・当該落札業者は、これまで全て下請として施工しており、今回初めて元請として本市の工事を受注したと聞いております。

今回は元請として受注したわけですが、下請時と同程度の利益を見込んだ上で入札額を見積ったのではないかと思います。

・評定点は75点で、ほぼ平均点でした。特に問題点等はありませんでした。

・設計の段階では、メーカーの指定はできませんので、定めた仕様を満たす内容であれば、メーカーは問いません。

・行っています。

・本工事は、防水工事ではありますが、専門工事になりますことから、調査基準価格は設計金額の70%で設定しています。

・指名対象となる業者は、市内本店の外、市

る業者は何者いますか。

・電子入札の認証が切れたため、当該入札に参加しなかった業者がいたということですが、電子入札に対応できない場合は、紙で入札するといった方法もあると思います。所沢市では、電子入札でなければならないといった決まりはあるのでしょうか。

(上下水道部発注・指名競争入札)

5 東部浄水場場内配管電食防止設備改修工事

・指名業者が少なく、事実上1者入札であることについては、どのように考えますか。

・辞退した業者の辞退理由は確認していますか。

・2者しか施工できない工事だったため、この2者のみ選定したということですが、この業者しか施工できない工事ということを証明するのは困難ではありませんか。

(意見等)

・指名選定するという事は、入札に参加する人を発注者が限定する訳ですから、2者しか選定しないという合理的な説明が非常に困難であることと、結果的に1者入札となった案件についてきちんと説明できるか疑問です。

額に関わらず地域要件を設定しないで、一般競争入札で執行して、結果的に当該落札業者が落札したのであれば非常に透明性の確保された入札になると思います。

4 その他

次回の審議事案の抽出：林委員

内支店を含め9者います。

・入札については、原則、電子入札で執行していますが、やむを得ないと認められる場合等は、紙での入札と併用することも可能です。

・本工事は電食防止という特殊な工事であり、これを主な業種としている業者は、近隣では2者しかいないことから、所沢市水道部指名業者選定審査会において了承を得て、2者による指名競争入札で執行しました。

・実際は入札書不着でした。電子入札では、入札書不着の場合は辞退とみなし、辞退理由については確認していません。

・本工事は、水道管に微弱な電気を流して錆を防ぐ電気防食という特殊な工事で、この工事を施工する技術を有し、競争入札参加資格のある業者は現状では2者しかいないため、この2者を選定しました。